

大通達甲（警）第15号
令和7年3月31日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長 殿

警察本部長

警察本部における収入及び支出に関する事務の取扱いについて（通達）

警察本部における知事の権限に属する収入及び支出に関する事務については、委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（昭和43年大分県訓令甲第12号。以下「決裁規程」という。）に基づき、「警察本部における収入及び支出に関する事務の取扱いについて」（令和3年3月25日付大通達甲（警）第4号）により処理しているところであるが、令和7年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

1 決裁規程関係

- (1) 決裁規程別表第1及び別表第2に規定する知事の決裁事項又は警察本部長若しくは警務部長の専決事項で、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）以外の各課（所及び隊を含む。）の長（以下「各課長」という。）が処理するもの（決裁規程別表第2の4の表及び5の表の決裁事項を除く。）は、会計課長に合議すること。
- (2) 決裁規程別表第1及び別表第2に規定する課長の専決事項で、各課長が処理を行うものは、必要に応じて会計課長に合議すること。
- (3) 決裁規程別表第1及び別表第2に規定する事項を主管として処理する所属並びに前記(1)及び(2)の規定による会計課長への合議の要否については、合議事項等一覧表（別紙）のとおりとする。
- (4) 各課長は、決裁規程第6条の規定により警察本部長又は警務部長から指示を受けた場合及び決裁規程第7条の規定により警察本部長又は警務部長に報告した場合は、会計課長に通知すること。

2 大分県予算規則関係

大分県予算規則（昭和39年大分県規則第53号）第25条に規定する総務部長及び総務部財政課長への合議事項は、会計課長に合議すること。

3 大分県会計規則関係

大分県会計規則（昭和49年大分県規則第10号）第21条第2項の規定による事故報告を受けた各課長は、速やかに事故報告書（大分県会計規則第6号様式）に関係書類を添えて、会計課長に提出すること。

4 大分県使用料及び手数料条例関係

- (1) 各課長は、国又は地方公共団体に対して、大分県使用料及び手数料条例（昭和31年大

分県条例第27号) 第2条第1項ただし書の規定により使用料を徴収しないこと又は同条第2項ただし書の規定により手数料を徴収することを決定する場合は、会計課長に合議すること。

- (2) 各課長は、大分県使用料及び手数料条例第6条の規定により使用料及び手数料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予する場合は、会計課長に合議すること。

5 大分県契約事務規則関係

- (1) 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第2章の一般競争契約、第3章の指名競争契約及び第5章の特定調達契約に規定する事務のうち、入札の執行、同規則第29条第1項の規定による落札者の決定及び同規則第47条の規定による落札に関する事項の通知に係る事務は、会計課長が処理するので、各課長は、入札を行う必要があるときは、予定価格調書、設計書、仕様書その他の関係書類を会計課長に提出すること。
- (2) 会計課長は、入札を執行し、落札者を決定の上、各課長に関係書類を送付すること。

6 大分県県有財産規則関係

- (1) 大分県県有財産規則（昭和39年大分県規則第28号）第9条に規定する総務部長への合議事項は、会計課長に合議すること。
- (2) 大分県県有財産規則第18条第1号の県有財産の維持、保存及び使用の適否に係る事項並びに第35条の規定による行政財産の使用許可書の交付を受けた者からの使用料及び庁舎等管理費の徴収に係る事項については、各課長が処理すること。

7 その他

会計制度等について、知事部局、会計管理局又は監査委員事務局と協議をする必要があるときは、会計課長がその事務を行う。

（会計課出納係）

合 議 事 項 等 一 覧 表

1 決裁規程別表第1関係

根拠法令	決裁(専決)事項	主管として処理する所属		会計課長の 合議の要否
		各課	会計課	
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下この項中「法」という。)に関する事務 この項中補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)を「施行令」という。	法第25条第3項の規定に基づき、同条第2項の規定により各省各庁の長が行った措置について内閣に対し、意見を申し出ること。		○	—
	法第5条の規定に基づき、各省各庁の長に対し、補助金等の交付を申請すること。		○	—
	法第7条第1項第1号、第3号及び第4号の規定に基づき、補助金等の経費の配分の変更、事業内容の変更及び補助事業等の中止又は廃止について各省各庁の長の承認を受けること。		○	—
	法第9条第1項の規定に基づき、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合に、交付申請の取下げをすること。		○	—
	法第25条第1項の規定に基づき、補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分について不服の申出をすること。		○	—
	施行令第4条第2項第3号の規定に基づき、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。		○	—
	施行令第17条第3項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を行うことについての同意の可否を決定し、各省各庁の長に決定内容を通知すること。		○	—
	法第7条第1項第5号の規定に基づき、補助事業等が予定の期間内に完了しない旨又はその遂行が困難となった旨を各省各庁の長に報告すること。		○	—
	法第22条の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することについて各省各庁の長の承認を受けること。		○	—
	法第8条の規定に基づき、補助金等の交付決定に関する通知を受理すること。		○	—
	法第12条の規定に基づき、各省各庁の長に対し、補助事業等の遂行状況を報告すること。		○	—
	法第14条及び第16条第2項の規定に基づき、各省各庁の長に対し、補助事業等の実績報告をすること。		○	—
	法第15条の規定に基づき、補助金等の額の確定の通知を受理すること。		○	—
	施行令第4条第2項第1号の規定に基づき、基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すること。		○	—
	施行令第4条第2項第2号の規定に基づき、基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すること。		○	—
	施行令第9条第1項の規定に基づき、補助金等の返還期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消しを各省各庁の長に申請すること。		○	—
	施行令第12条の規定に基づき、返還を命ぜられた補助金等に係る加算金又は延滞金の全部若しくは一部の免除を各省各庁の長に申請すること。		○	—
大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下この項中「規則」という。)に関する事務	規則第4条第1項及び第5条の規定に基づき、補助金等の交付及びこれに付する条件を決定すること(課長専決に係るものを除く。)	○		○
	規則第8条第1項の規定に基づき、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更すること(課長専決に係るものを除く。)	○		○
	規則第13条の規定に基づき、補助事業等の成果を調査し、補助金等の額を確定すること(課長専決に係るものを除く。)	○		○
	規則第15条第1項及び第2項の規定に基づき、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すこと。	○		○
	規則第16条第3項の規定に基づき、補助金等の返還命令の全部又は一部を取り消すこと。	○		○
	規則第14条第1項の規定に基づき、補助事業等の是正措置を命ずること。	○		○
	規則第18条の規定に基づき、返還すべき補助金等、加算金又は延滞金を納付しない場合に、補助金等の交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺すること。	○		○
	規則第19条の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を承認すること。	○		○
	規則第4条第1項及び第5条の規定に基づき、交付額が1件1,000万円未満(公共事業に係る補助金にあっては2,000万円未満)の補助金等の交付及びこれに付する条件を決定すること。	○		○
	規則第8条第1項の規定に基づき、交付額が1件1,000万円未満(公共事業に係る補助金にあっては2,000万円未満)の補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更すること。	○		○
	規則第9条の規定に基づき、補助事業等の遂行状況に関する報告を受けること。	○		○
	規則第10条の規定に基づき、補助事業等の遂行状況を調査すること。	○		○
	規則第11条の規定に基づき、補助事業等の遂行及び一時停止を命ずること。	○		○
	規則第12条の規定に基づき、補助事業等の実績報告を受けること。	○		○
	規則第13条の規定に基づき、1,000万円未満(公共事業に係る補助金にあっては2,000万円未満)の補助事業等の成果を調査し、補助金等の額を確定すること。	○		○
	規則第16条第3項の規定に基づき、補助金等の返還の期限を延長すること。	○		○
大分県予算規則(以下この項中「規則」という。)に関する事務	規則第5条第1項及び第8条の規定に基づき、予算見積書を総務部長に提出すること。		○	—
	規則第11条第1項及び第3項の規定に基づき、予算執行(変更)計画書を総務部長に提出すること。		○	—

根拠法令	決裁(専決)事項	主管として処理する所属		会計課長の 合議の要否
		各課	会計課	
	規則第16条第1項の規定に基づき、歳出予算の項の流用を総務部長に申請すること。		○	—
	規則第18条第1項の規定に基づき、予備費の充用を総務部長に申請すること。		○	—
	規則第21条第1項の規定に基づき、繰越見積書を総務部長に提出すること。		○	—
	規則第13条の規定に基づき、歳出予算をかいの長に令達し、その旨を会計管理者及び当該かいの出納員に通知すること。		○	—
	規則第14条の規定に基づき、かいに属する収入の歳入科目を通知すること。		○	—
	規則第15条の規定に基づき、歳出予算の配当替えをし、その旨を会計管理者に通知すること。		○	—
	規則第17条第1項の規定に基づき、歳出予算に係る目、節及び細節の流用を総務部長に申請すること。		○	—
	規則第19条第1項の規定に基づき、歳入歳出予算科目の設定を総務部長に申請すること。		○	—
	規則第22条第1項の規定に基づき、繰越調書を総務部長に提出すること。		○	—
	規則第23条第1項の規定に基づき、継続費精算報告書を総務部長に提出すること。		○	—
大分県会計規則(以下この 項中「規則」という。)に関する 事務	規則第35条の2の規定に基づき、指定納付受託者と契約を締結すること(契約の設計金額が500万円以上のものに限る。)	○		○
	規則第36条第1項又は第36条の2第2項の規定に基づき、歳入徴収事務の委託契約(業務委託契約(指定管理者の指定を含む。))に併せて歳入徴収事務を委託する場合において、当該業務委託契約の設計金額が1,000万円以上のものに限る。)又は歳入等収納事務の委託契約(設計金額が1,000万円以上のものに限る。)を締結すること。	○		○
	規則第69条第1項の規定に基づき、公金支出事務の委託契約(設計金額が1,000万円以上のものに限る。)を締結すること。	○		○
	規則第152条の規定に基づき、1件の時価評価額100万円以上の寄附物品の受入れの決定をすること。	○		○
	規則第41条第1項の規定に基づき、県税外諸収入の不納欠損処分を行うこと。	○		○
	規則第163条の規定に基づき、財産調書を会計管理者に提出すること。	○		○
	規則第11条第1項の規定に基づき、臨時の出納員、金銭出納員、物品出納員及び自動支払等分任出納員となる者を指定すること。	○		
	規則第12条の規定に基づき、出納員、金銭出納員、物品出納員及び自動支払等分任出納員の任免内申書を会計管理者を経て知事に内申すること。	○		
	規則第13条第4項の規定に基づき、会計職員を任命すること。	○		
	規則第18条第3項から第5項までの規定に基づき、事務引継ぎをする職員を命じ、事務引継書を受理すること。	○		
	規則第19条の規定に基づき、事務引継ぎをする職員を命ずること。	○		
	規則第20条の規定に基づき、会計事務を引き継ぎ、又は引継ぎを受け、引継書の写しを添えて会計管理者に報告すること。	○		
	規則第21条第1項及び第2項の規定に基づき、事故報告書を受理すること。	○		
	規則第21条第3項の規定に基づき、事故報告書に意見を添えて知事に提出すること。	○		○
	規則第35条の2の規定に基づき、指定納付受託者と契約を締結すること(契約の設計金額が500万円未満のものに限る。)	○		
	規則第36条第1項又は第36条の2第2項の規定に基づき、歳入徴収事務の委託契約(業務委託契約(指定管理者の指定を含む。))に併せて歳入徴収事務を委託する場合において、当該業務委託契約の設計金額が1,000万円未満のものに限る。)又は歳入等収納事務の委託契約(設計金額が1,000万円未満のものに限る。)を締結すること。	○		
	規則第38条の規定に基づき、納期限前に分割納付を承認し、納入義務者に納付書を送付すること。	○		
	規則第43条の規定に基づき、歳入金 of 所属、予算主務課、年度、会計又は科目の誤りを更正すること。	○		
	規則第46条の規定に基づき、領収書受払簿により領収書の受払をすること。	○		
	規則第56条第1項の規定に基づき、資金前渡職員を指定すること。(課長補佐等専決に係るものを除く。)	○		
	規則第61条第3項の規定に基づき、給与等支払明細書又は証拠となる文書に支払確認をすること。	○		
	規則第63条第1項及び第2項の規定に基づき、概算払の精算を調査し、精算に係る文書を会計管理者に送付すること。	○		
	規則第69条第1項の規定に基づき、公金支出事務の委託契約(設計金額が1,000万円未満のものに限る。)を締結すること。	○		
	規則第90条第1項の規定に基づき、1年経過後の支払について支払を必要と認める旨の通知を受理すること。	○		
	規則第91条の規定に基づき、歳出金の所属、予算主務課、年度、会計又は科目の誤りを更正すること。	○		
	規則第96条の規定に基づき、かいの歳入決算調書、歳出決算調書及び調書を受理すること。		○	—

根拠法令	決裁(専決)事項	主管として処理する所属		会計課長の 合議の可否
		各課	会計課	
	規則第97条第1項の規定に基づき、歳入決算調書、歳出決算調書及び調書を会計管理者に提出すること。		○	—
	規則第103条の規定に基づき、証券出納票により、有価証券の受入れ又は払出しを会計管理者に通知すること。	○		
	規則第106条の規定に基づき、証券出納票により、利札の切り落しを会計管理者に通知すること。	○		
	規則第109条第3項及び第111条第2項の規定に基づき、証券出納票により、保管有価証券の受入れ又は払出しを会計管理者に通知すること。	○		
	規則第143条第2号の規定に基づき、共用して使用する物品の保管責任者を指定すること。	○		
	規則第148条第1項の規定に基づき、物品の不用の決定をすること。	○		
	規則第148条第2項の規定に基づき、物品の売却又は棄却の決定をすること。	○		
	規則第148条第3項の規定に基づき、物品の譲与又は減額譲渡の決定及びそれらの承認をすること。	○		
	規則第148条第4項の規定に基づき、物品の交換を決定をすること。	○		
	規則第148条第6項の規定に基づき、棄却予定物品の会計管理者への引継ぎの決定をすること。	○		
	規則第149条第1項の規定に基づき、物品の管理換えの決定をし、物品管理換書を物品管理者に送付すること。	○		
	規則第150条第1項の規定に基づき、生産製作品の受入れの決定をすること。	○		
	規則第150条第2項の規定に基づき、生産製作品の売却の決定をすること。	○		
	規則第151条の規定に基づき、取得物品の受入れの決定をすること。	○		
	規則第152条の規定に基づき、1件の時価評価額100万円未満の寄附物品の受入れの決定をすること。	○		
	規則第153条の規定に基づき、物品の区分変更の決定をすること。	○		
	規則第154条第1項の規定に基づき、物品の部外貸付けの決定をすること。	○		
	規則第155条第1項の規定に基づき、旅行先において購入した物品の引継ぎを受けること。	○		
	規則第167条第2項の規定に基づき、物品出納計算書に記載された物品について現物の確認を行うこと。	○		
	規則第170条第1項の規定に基づき、証拠となる文書の紛失等について証明をすること。	○		
	規則第176条の規定に基づき、検査の通知を受理すること。	○		
	規則第177条の規定に基づき、調書等を検査員に提出すること。	○		
	規則第180条第1項の規定に基づき、検査員から審理書を受理すること。	○		
	規則第180条第2項の規定に基づき、審理書による指摘事項の処理状況を検査員に報告すること。	○		
	規則第188条の規定に基づき、収支(変更)計画を会計管理者に報告すること。	○		
	規則第33条第2項及び第3項の規定に基づき、納入通知書等送付依頼書を受理し、納入通知書等を指定金融機関等宛て送付すること。	○		
	規則第33条第5項の規定に基づき、口座振替払による納付ができなかった旨の通知を受理すること。	○		
	規則第35条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、収納金証券不渡通知書を受理し、納入通知書を会計管理者に送付すること。	○		
	規則第36条第5項の規定に基づき、委託徴収金報告書を受理すること。	○		
	規則第37条の規定に基づき、納入通知書又は返納通知書を再発行し、納入義務者に送付すること。	○		
	規則第44条第1項の規定に基づき、送金取消しの報告の内容についての通知を受理すること。	○		
	規則第56条第1項の規定に基づき、資金前渡職員を指定すること。(決裁規程別表第2の4の表の班総括等専決に係るものに限る。)	○		
	規則第96条第1項の規定に基づき、かいに属する決算調書及び附属調書を受理すること。		○	—
	規則第144条の規定に基づき、会計管理者又は物品出納員に物品の受入れ又は払出しの通知をすること。	○		
	規則第146条第1項の規定に基づき、物品の交付を決定すること。	○		
	規則第147条第2項の規定に基づき、物品の返納の決定をすること。	○		
大分県使用料及び手数料 条例(以下この項中「条例」と いう。)に関する事務	条例第3条第3項の規定に基づき、受益の程度等を勘案して使用料及び手数料の金額を定めること。	○		○
	条例第2条第1項ただし書の規定に基づき、国又は地方公共団体から使用料を徴収しないことを決定すること。	○		○

根拠法令	決裁(専決)事項	主管として処理する所属		会計課長の 合議の要否
		各課	会計課	
	条例第2条第2項ただし書の規定に基づき、国又は地方公共団体から手数料を徴収することを決定すること。	○		○
	条例第6条の規定に基づき、使用料及び手数料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予すること(地方機関の長に委任した事項を除く。)	○		○
大分県収入証紙に関する 条例(昭和39年大分県条例第 23号。以下この項中「条例」と いう。)に関する事務 この項中大分県収入証紙 取扱規則(昭和50年大分県規 則第19号)を「規則」という。	条例第6条の規定に基づく、証紙の返還の承認をし、又は証紙の交換をすること。	○		
	規則第8条の規定に基づき、証紙買受申込書を受理し、証紙を交付すること。		○	—
大分県契約事務規則(以下 この項中「規則」という。)に關 する事務 この項中大分県公共工事 請負契約約款(平成23年大分 県告示第316号)を「約款」、大 分県土木設計業務等委託契 約約款(平成23年大分県告示 第317号)を「委託約款」とい う。	規則第8条第1項ただし書の規定に基づき、第三者に契約の履行を委託し、若しくは一括して請け負わ せ、又は契約による権利を譲渡し、若しくは契約による義務を引き受けさせることを承認すること。	○		○
	規則第19条の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めること。	○		○
	規則第30条の規定に基づき、指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めること。	○		○
	規則第31条第1項の規定に基づき、指名競争入札に参加する入札者を指名すること(課長の専決に係る ものを除く。)	○		○
	規則第35条及び第44条第1項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特 例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)の規定が適用される調達契約(以下「特定 調達契約」という。)において随時に入札参加資格を審査し、結果等を申請者に通知すること。	○		○
	規則第36条の規定に基づき、特例政令第4条の公示事項を県報に登載すること。	○		○
	規則第40条の規定に基づき、特定調達契約において指名競争入札に参加する者を指名する場合の基 準を定めること。	○		○
	規則第44条第3項の規定に基づき、特定調達契約において随時に指名競争入札に参加する入札者を指 名すること。	○		○
	規則第57条第1項ただし書の規定に基づき、契約の期間を5年を超える期間とすること及び同条第2項た だし書の規定に基づき、契約の期間を3年を超える期間とすること。	○		○
	約款第5条第1項ただし書の規定に基づき、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承 継させることを承諾すること。	○		○
	約款第5条第3項の規定に基づき、受注者の請負代金債権の譲渡について、承諾すること。	○		○
	約款第24条第3項の規定に基づき、必要な費用の額について決定すること。	○		○
	約款第45条(A)第1項及び約款第45条(B)第1項の規定に基づき、工事目的物の修補又は代替物の引渡 しによる履行の追完を請求すること。	○		○
	約款第51条第1項の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求 すること。	○		○
	約款第51条第3項の規定に基づき、代替履行業者からの通知を受理し、代替履行業者が受注者の権利 及び義務を承継することを承諾すること。	○		○
	約款第56条第1項第2号の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。	○		○
	約款第62条の規定に基づき、大分県建設工事紛争審査会にあっせん又は調停を依頼すること。	○		○
	委託約款第5条第1項ただし書の規定に基づき、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又 は承継させることを承諾すること。	○		○
	委託約款第5条第3項の規定に基づき、受注者の業務委託料債権の譲渡について、承諾すること。	○		○
	委託約款第25条第3項の規定に基づき、必要な費用の額について決定すること。	○		○
	委託約款第40条第1項の規定に基づき、成果物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求 すること。	○		○
	委託約款第51条第1項第2号の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。	○		○
	規則第11条の規定に基づき、目的物の減価採用をすること。	○		○
	規則第22条及び第23条の規定に基づき、競争入札に付する事項の予定価格を決定すること(課長専決に 係るものを除く。規則第32条及び第33条の4において準用する場合を含む。)	○		○
	随意契約の参加業者を決定すること(課長専決に係るものを除く。)	○		○
	規則第5条第3項の規定に基づき、契約保証金の全部又は一部を免除すること。	○		
	規則第7条の規定に基づき、契約保証人を立てさせること。	○		
	規則第9条第2項の規定に基づき、履行期限の延長を承認すること。	○		
	規則第10条第1項の規定に基づき、遅延賠償金の額を決定すること。	○		
	規則第12条第2項の規定に基づき、契約者と協議し、契約の変更(金額の変更を伴わないものに限る。) 又は履行の一時中止をすること。	○		
	規則第15条第1項の規定に基づき、検査員を命じ、又は検査を依頼すること。(課長補佐等専決に係るも のを除く。)	○		
	規則第17条の規定に基づき、契約の目的物の引渡しを受けること。	○		

根拠法令	決裁(専決)事項	主管として処理する所属		会計課長の 合議の要否
		各課	会計課	
	規則第20条第3項の規定に基づき、入札保証金の全部又は一部を免除すること。	○		
	規則第21条及び第28条の規定に基づき、一般競争入札又は再入札の公告をすること。	○		○
	規則第22条及び第23条の規定に基づき、競争入札に付する事項(一件の見積額又は評価額が工事にあつては2億円未満、工事に関する試験、研究、調査、測量、設計及び換地に係る委託にあつては3,000万円未満並びにその他の委託にあつては1,000万円未満のものに限る。)の予定価格を決定すること(規則第32条及び第33条の4において準用する場合を含む。)	○		
	規則第29条第1項の規定に基づき、落札者を決定すること。		○	－
	規則第29条第2項ただし書の規定に基づき、契約に必要な文書の提出期間の延長を承認すること。	○		
	規則第31条第1項の規定に基づき、指名競争入札に付する事項の見積額又は評価額が1件500万円未満(工事にあつては2億円未満、工事に関する試験、研究、調査、測量、設計及び換地に係る委託にあつては3,000万円未満並びにその他の委託にあつては1,000万円未満)の指名競争入札に参加する入札者を指名すること。	○		
	規則第38条、第39条及び第41条の規定に基づき、特例政令第6条又は第7条の公告又は公示を県報に登載すること。	○		○
	規則第47条の規定に基づき、落札に関する事項を請求者に文書により通知すること。		○	－
	規則第52条の規定に基づき、特例政令第12条の公示を県報に登載すること。	○		
	約款第3条第1項の規定に基づき、請負代金内訳書及び工程表を受理すること。	○		
	約款第4条(A)第4項の規定に基づき、契約保証金の納付を免除すること。	○		
	約款第4条(A)第5項及び約款第4条(B)第4項の規定に基づき、受注者に対し、保証の額の増額を請求すること。	○		
	約款第5条第2項ただし書の規定に基づき、工事目的物並びに工事材料のうち検査に合格したもの及び部分払いのための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は担保の目的に供することを承諾すること。	○		
	約款第7条の規定に基づき、受注者に対し、下請負人について必要な事項の通知を請求すること。	○		
	約款第7条の2第2項の規定に基づき、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることを認めること。	○		
	約款第9条第1項の規定に基づき、監督員を選任し、その氏名を受注者に通知すること。	○		
	約款第9条第2項の規定に基づき、発注者の権限の一部(部長が別に定める事項に限る。)を監督員に委任すること。	○		
	約款第9条第3項の規定に基づき、監督員の権限の内容を受注者に通知すること。	○		
	約款第10条第1項の規定に基づき、現場代理人等の選任又は変更の通知を受理すること。	○		
	約款第11条の規定に基づき、契約の履行について報告を受理すること。	○		
	約款第12条第1項及び第2項の規定に基づき、受注者に対し、現場代理人、監理技術者等、専門技術者、下請負人、労働者等に対する必要な措置をとるべきことを請求すること。	○		
	約款第12条第5項の規定に基づき、同条第4項の請求に係る事項について決定し、その結果を受注者に通知すること。	○		
	約款第15条第6項の規定に基づき、支給材料又は貸与品の品名、数量等の変更をすること。	○		
	約款第16条第4項の規定に基づき、受注者に代って物件を処分し、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行うこと。	○		
	約款第19条の規定に基づき、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更すること。	○		
	約款第20条第1項の規定に基づき、工事の全部又は一部の施工を中止させること。	○		
	約款第20条第2項の規定に基づき、工事の全部又は一部の施工の一時中止を決定すること。	○		
	約款第22条第1項の規定に基づき、工期の短縮変更を請求すること。	○		
	約款第23条第1項ただし書の規定に基づき、工期の変更について、受注者に通知すること。	○		
	約款第23条第2項の規定に基づき、協議開始の日について受注者に通知すること。	○		
	約款第24条第1項ただし書の規定に基づき、請負代金額の変更について、受注者に通知すること。	○		
	約款第24条第2項の規定に基づき、協議開始の日について受注者に通知すること。	○		
	約款第29条第2項の規定に基づき、損害の状況を調査確認し、その結果を受注者に通知すること。	○		
	約款第30条第1項の規定に基づき、設計図書を変更すること。	○		
	約款第30条第2項の規定に基づき、協議開始の日を受注者に通知すること。	○		
	約款第31条第2項の規定に基づき、工事(1件の設計金額が3,000万円以上のもの)の完成を確認するための検査をし、その結果を受注者に通知すること。	○		

根拠法令	決裁(専決)事項	主管として処理する所属		会計課長の 合議の要否
		各課	会計課	
	約款第31条第4項の規定に基づき、工事目的物の引渡しを受けること。	○		
	約款第31条第5項の規定に基づき、工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求すること。	○		
	約款第33条第1項の規定に基づき、工事目的物の使用について受注者の承諾を求めること。	○		
	約款第35条第2項の規定に基づき、中間前金払に係る認定を行い、その結果を受注者に通知すること。	○		
	約款第38条第3項の規定に基づき、工事(1件の設計金額が3,000万円以上のもの)の出来形部分等の確認を行い、その結果を受注者に通知すること。	○		
	約款第43条第1項の規定に基づき、請負代金の代理受領について承諾すること。	○		
	約款第44条第1項の規定に基づき、前払金等の不払いに伴う工事中止の通知を受理すること。	○		
	約款第47条の規定に基づき、履行の催告をすること。	○		
	約款第55条第4項及び第5項の規定に基づき、支給材料又は貸与品の返還を受けること。	○		
	約款第55条第7項の規定に基づき、受注者に代って物件を処分し、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行うこと。	○		
	約款第56条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。	○		
	約款第56条第6項の規定に基づき、契約保証金又は担保をもつて違約金に充当すること。	○		
	委託約款第3条第1項の規定に基づき、業務工程表を受理すること。	○		
	委託約款第3条第2項の規定に基づき、受注者に対して業務工程表の修正を請求すること。	○		
	委託約款第3条第3項の規定に基づき、受注者に対して業務工程表の再提出を請求すること。	○		
	委託約款第4条第4項の規定に基づき、契約保証金の納付を免除すること。	○		
	委託約款第4条第5項の規定に基づき、受注者に対し、保証の額の増額を請求すること。	○		
	委託約款第5条第2項ただし書の規定に基づき、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保の目的に供することを承諾すること。	○		
	委託約款第6条第2項の規定に基づき、成果物の内容を公表すること。	○		
	委託約款第6条第3項の規定に基づき、受注者が著作物に表示した氏名を変更すること。	○		
	委託約款第6条第4項の規定に基づき、成果物の内容を改変すること。	○		
	委託約款第6条第6項の規定に基づき、プログラム及びデータベースを利用すること。	○		
	委託約款第7条第4項の規定に基づき、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを承諾すること。	○		
	委託約款第9条第1項の規定に基づき、調査職員を選定し、その氏名を受注者に通知すること。	○		
	委託約款第9条第2項の規定に基づき、発注者の権限の一部を調査職員に委任すること。	○		
	委託約款第9条第3項の規定に基づき、調査職員の権限の内容を受注者に通知すること。	○		
	委託約款第10条第1項の規定に基づき、管理技術者の選任又は変更の通知を受理すること。	○		
	委託約款第11条第1項の規定に基づき、照査技術者の選任又は変更の通知を受理すること。	○		
	委託約款第13条の規定に基づき、土地の所有者の承諾を得るに当たり、受注者に指示すること。	○		
	委託約款第14条第1項の規定に基づき、受注者に対し、管理技術者、照査技術者、使用人等に対する必要な措置をとるべきことを請求すること。	○		
	委託約款第14条第4項の規定に基づき、同条第3項の請求に係る事項について決定し、その結果を受注者に通知すること。	○		
	委託約款第15条の規定に基づき、契約の履行について報告を受理すること。	○		
	委託約款第18条第2項の規定に基づき、調査を行うこと。	○		
	委託約款第18条第3項の規定に基づき、調査の結果をとりまとめ、受注者に通知すること。	○		
	委託約款第18条第4項の規定に基づき、設計図書の訂正又は変更を行うこと。	○		
	委託約款第19条の規定に基づき、設計図書又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更すること。	○		
	委託約款第20条第1項の規定に基づき、業務の全部又は一部を中止させること。	○		

根拠法令	決裁(専決)事項	主管として処理する所属		会計課長の 合議の要否
		各課	会計課	
	委託約款第20条第2項の規定に基づき、業務の全部又は一部の中止を決定すること。	○		
	委託約款第21条第2項の規定に基づき、設計図書等を変更し、変更の内容を受注者に通知すること。	○		
	委託約款第23条第1項の規定に基づき、履行期間の短縮変更を請求すること。	○		
	委託約款第24条第1項ただし書の規定に基づき、履行期間の変更について、受注者に通知すること。	○		
	委託約款第24条第2項の規定に基づき、協議開始の日を受注者に通知すること。	○		
	委託約款第25条第1項ただし書の規定に基づき、業務委託料の額の変更について、受注者に通知すること。	○		
	委託約款第25条第2項の規定に基づき、協議開始の日を受注者に通知すること。	○		
	委託約款第26条第3項の規定に基づき、受注者に対して臨機の措置をとることを請求すること。	○		
	委託約款第29条第2項の規定に基づき、損害の状況を調査確認し、その結果を受注者に通知すること。	○		
	委託約款第30条第1項の規定に基づき、設計図書を変更すること。	○		
	委託約款第30条第2項の規定に基づき、協議開始の日を受注者に通知すること。	○		
	委託約款第31条第2項の規定に基づき、業務の完了を確認するための検査をし、その結果を受注者に通知すること。	○		
	委託約款第31条第3項の規定に基づき、成果物の引渡しを受けること。	○		
	委託約款第31条第4項の規定に基づき、目的物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求すること。	○		
	委託約款第33条第1項の規定に基づき、成果物の使用について受注者の承諾を求めること。	○		
	委託約款第38条第1項の規定に基づき、業務委託料の代理受領について承諾すること。	○		
	委託約款第39条第1項の規定に基づき、前払金等の不払いに伴う業務中止の通知を受理すること。	○		
	委託約款第42条の規定に基づき、履行の催告をすること。	○		
	委託約款第50条第3項の規定に基づき、貸与品等の返還を受けること。	○		
	委託約款第50条第6項の規定に基づき、受注者に代わって物件を処分し、又は作業現場を修復若しくは取片付けを行うこと。	○		
	委託約款第51条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。	○		
	委託約款第51条第6項の規定に基づき、契約保証金又は担保をもつて違約金に充当すること。	○		
	見積額又は評価額が1件500万円未満(工事にあつては2億円未満、工事に関する試験、研究、調査、測量、設計及び換地に係る委託にあつては3,000万円未満並びにその他の委託契約にあつては1,000万円未満)の随意契約の参加業者を決定すること。	○		
	規則第15条第1項の規定に基づき、検査員を命じ、又は検査を依頼すること(決裁規程別表第2の4の表の班総括等専決に係るものに限る。)	○		
	約款第15条第3項の規定に基づき、支給材料又は貸与品の受領書又は借用書を受理すること。	○		
	約款第15条第9項の規定に基づき、不用となった支給材料又は貸与品の返還を受けること。	○		
	委託約款第16条第2項の規定に基づき、貸与品等の受領書又は借用書を受理すること。	○		
	委託約款第16条第4項の規定に基づき、不用となった貸与品等の返還を受けること。	○		
大分県県有財産規則(以下の項中「規則」という。)に関する事務	規則第42条の規定に基づき、県有財産減失報告書等を総務部長に提出すること。		○	—
	規則第43条の規定に基づき、時価評価額500万円以上7,000万円未満の県有財産の処分を決定すること。		○	—
	規則第44条の規定に基づき、時価評価額1件500万円以上の建物等の取壊しを決定すること。		○	—
	規則第45条の規定に基づき、時価評価額500万円以上7,000万円未満の県有財産の交換を決定すること。		○	—
	規則第4条第2項の規定に基づき、県有財産の用途の変更又は廃止その他必要な処置をすること。		○	—
	規則第5条第1項の規定に基づき、県有財産の所管換えを決定すること。		○	—
	規則第6条の2第1項の規定に基づき、県有財産の移管を決定すること。		○	—
	規則第7条第1項ただし書の規定に基づき、異なる会計間で県有財産の所管換え等をするときに、無償として整理することを承認すること。		○	—

根拠法令	決裁(専決)事項	主管として処理する所属		会計課長の 合議の要否
		各課	会計課	
	規則第7条第2項において準用する同条第1項ただし書の規定に基づき、県有財産の移管をするときに、無償として整理することを承認すること。		○	—
	規則第7条の2第1項の規定に基づき、行政財産の用途を変更し、又は普通財産を行政財産に変更すること。		○	—
	規則第8条第1項の規定に基づき、行政財産の用途を廃止すること。		○	—
	規則第11条の規定に基づき、時価評価額500万円以上7,000万円未満の県有財産の購入を決定すること。		○	—
	規則第11条の2第1項の規定に基づき、1件の契約額(借受期間が1年以上の場合は、年額)500万円以上の借受けを決定すること。		○	—
	規則第12条第1項の規定に基づき、時価評価額300万円以上2,000万円未満の財産の寄附の受納を決定すること。		○	—
	規則第13条第1項の規定に基づき、県有財産台帳価格の変動見込額が5,000万円以上5億円未満の県有財産の新築(造)又は増築を決定すること。		○	—
	規則第14条の規定に基づき、地上権、特許権等の権利の設定をすること。		○	—
	規則第17条ただし書の規定に基づき、取得代金(借受けの場合は、1件の契約額(借受期間が1年以上の場合は、年額)が500万円以上の県有財産の登記、登録又は引渡しの完了前に代金を支払うことを承認すること。		○	—
	規則第24条の規定に基づき、時価貸付料500万円以上1,000万円未満の普通財産の貸付けを決定すること。		○	—
	規則第33条の2の規定において準用する規則第24条の規定に基づき、貸付料の年額が500万円以上1,000万円未満の行政財産の貸付けを決定すること。		○	—
	規則第48条第1項及び第49条第1項の規定に基づき、普通財産の売払代金に係る延納の承認を決定し、又はその承認を取り消すこと。		○	—
	規則第5条第2項及び第6条第2項の規定に基づき、財産の引継ぎに立ち合う職員を命ずること。		○	—
	規則第6条第1項の規定に基づき、県有財産の所属換えを決定すること。		○	—
	規則第6条の2第2項において準用する規則第5条第2項の規定に基づき、財産の移管に立ち合う職員を命ずること。		○	—
	規則第8条第3項の規定に基づき、行政財産の用途を廃止した普通財産を総務部長に引き継ぐこと。		○	—
	規則第10条の規定に基づき、県有財産の取得前に当該財産について調査し、私権の消滅をさせる等必要な措置を行うこと。		○	—
	規則第11条の規定に基づき、時価評価額500万円未満の県有財産の購入を決定すること。		○	—
	規則第11条の2第1項の規定に基づき、1件の契約額(借受期間が1年以上の場合は、年額)500万円未満の借受けを決定すること。		○	—
	規則第12条第1項の規定に基づき、時価評価額300万円未満の財産の寄附の受納を決定すること。		○	—
	規則第12条第3項の規定に基づき、寄附申込者に受納決定の通知をすること。		○	—
	規則第13条第1項の規定に基づき、県有財産台帳価格の変動見込額が5,000万円未満の県有財産の新築(造)又は増築を決定すること。		○	—
	規則第15条の規定に基づき、取得しようとする県有財産について検査し、その引渡しを受けること。		○	—
	規則第16条の規定に基づき、県有財産の登記又は登録の手続をすること。		○	—
	規則第17条ただし書の規定に基づき、取得代金(借受けの場合は、1件の契約額(借受期間が1年以上の場合は、年額)が500万円未満の県有財産の登記、登録又は引渡しの完了前に代金を支払うことを承認すること。		○	—
	規則第21条の規定に基づき、県有財産の台帳価格を改定すること。		○	—
	規則第23条の3の規定に基づき、県有財産の改築(造)、移築又は大規模修繕を決定すること。		○	—
	規則第23条の4第1項の規定に基づき、分筆または合筆を決定すること。		○	—
	規則第24条の規定に基づき、時価貸付料500万円未満の普通財産の貸付けを決定すること。	○		○
	規則第27条ただし書の規定に基づき、普通財産の貸付料に伴う延滞料の免除を承認すること。	○		○
	規則第30条の規定に基づき、普通財産の使用目的の変更又は原形変更の承認をすること。	○		○
	規則第33条の規定に基づき、借受人変更届を受理すること。	○		
	規則第33条の2の規定において準用する規則第24条の規定に基づき、貸付料の年額が500万円未満の行政財産の貸付けを決定すること(かい長に委任した事項を除く。)	○		○
	規則第33条の2の規定において準用する規則第27条ただし書の規定に基づき、行政財産の貸付料に伴う延滞料の免除を承認すること。	○		○
	規則第33条の2の規定において準用する規則第30条の規定に基づき、行政財産の使用目的の変更又は原形変更の承認をすること(かい長に委任した事項を除く。)	○		○
	規則第33条の2の規定において準用する規則第33条の規定に基づき、借受人変更届を受理すること(かい長に委任した事項を除く。)	○		○

根拠法令	決裁(専決)事項	主管として処理する所属		会計課長の 合議の要否
		各課	会計課	
	規則第34条及び第37条の規定に基づき、行政財産の使用許可を決定し、及び使用期間の更新をすること(かい長に委任した事項を除く。)	○		
	規則第35条の3の規定に基づき、使用料の全部又は一部を還付すること。	○		
	規則第38条において準用する規則第30条の規定に基づき、使用許可した行政財産の使用目的の変更又は原形変更の承認をすること(かい長に委任した事項を除く。)	○		
	規則第39条の規定に基づき、借受人に財産災害届を提出させること。	○		
	規則第40条の規定に基づき、県有財産の変動を総務部長に報告すること。		○	—
	規則第43条の規定に基づき、時価評価額500万円未満の県有財産の処分を決定すること。		○	—
	規則第44条の規定に基づき、時価評価額1件500万円未満の建物等の取壊しを決定すること。		○	—
	規則第45条の規定に基づき、時価評価額500万円未満の県有財産の交換を決定すること。		○	—
	規則第32条第2項の規定に基づき、連帯保証人の変更を承認すること。	○		
	規則第32条第3項の規定に基づき、県有財産借受人(連帯保証人)住所(氏名)変更届を受理すること。	○		
	規則第33条の2の規定において準用する規則第32条第2項の規定に基づき、連帯保証人の変更を承認すること。	○		
	規則第33条の2の規定において準用する規則第32条第3項の規定に基づき、県有財産借受人(連帯保証人)住所(氏名)変更届を受理すること。	○		
大分県債権管理規則(昭和40年大分県規則第60号。以下この項中「規則」という。)に関する事務 この項中地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)を「施行令」という。	規則第17条の規定に基づき、施行令第171条の6の規定による履行延期の特約等を決定すること。	○		○
	規則第21条の規定に基づき、施行令第171条の7の規定による債権及びこれに係る損害賠償金等の免除を決定すること。	○		○
	規則第20条第2項の規定に基づき、年7.3パーセントを下る率で延納利息を決定すること。	○		○
	収入金等の滞納処分に関する事務を行うこと。	○		○
	規則第7条の規定に基づき、債権現在額報告書を総務部長に提出すること。	○		
	規則第8条の規定に基づき、督促状を発すること。	○		
	規則第9条の規定に基づき、施行令第171条の2第1号の規定による保証人に対する履行の請求をすること。	○		
	規則第10条第2項及び第3項の規定に基づき、施行令第171条の3の規定による履行期限の繰上げの通知をすること。	○		
	規則第12条の規定に基づき、増担保の提供、保証人の変更等を求めること。	○		
	規則第13条の規定に基づき、担保の提供の手続に関する事務を行うこと。	○		
	規則第15条第1項の規定に基づき、施行令第171条の5の規定による債権の徴収停止を決定すること。	○		
	規則第16条の規定に基づき、債権の徴収の停止を取り消すこと。	○		
	規則第19条の規定に基づき、履行延期の特約等に伴い、担保の提供等をさせること。	○		
	規則第20条第1項ただし書の規定に基づき、延納利息を付さないことを決定すること。	○		
	施行令第171条の4第2項の規定に基づき、債務者に対し、担保の提供を求めること。	○		
大分県職員宿舍規則(昭和39年大分県規則第81号。以下この項中「規則」という。)に関する事務	規則第8条第1項の規定に基づき、公舎を使用する者を定め、宿舍使用許可書を交付すること。		○	—
	規則第8条第2項の規定に基づき、有料宿舍を使用する者を定め、宿舍貸付書を交付すること。		○	—
	規則第9条第1項の規定に基づき、その所管に属する地方機関の公舎及び有料宿舍(以下この項中「宿舍」という。)の使用開始日の延期を承認すること。		○	—
	規則第10条の規定に基づき、宿舍の使用又は貸付けを取り消すこと。		○	—
	規則第11条ただし書の規定に基づき、宿舍の明渡し時期の延期を承認すること。		○	—
	規則第13条ただし書の規定に基づき、宿舍の転貸、改造等を許可すること。		○	—
	規則第16条の規定に基づき、総務部長に対し、職員宿舍台帳の副本を提出し、及び記載事項の変動を報告すること。		○	—
	規則第17条第1項の規定に基づき、宿舍の滅失又は損傷による損害の原状回復又は損害賠償を請求すること。		○	—
	規則第9条第2項の規定に基づき、宿舍の入居完了届を受理すること。		○	—
	規則第11条の規定に基づき、宿舍退舎届を受理すること。		○	—

根拠法令	決裁(専決)事項	主管として処理する所属		会計課長の 合議の要否
		各課	会計課	
	規則第15条第3項の規定に基づき、宿舍修繕申込書を受理すること。		○	－
大分県用品取扱規則(昭和35年大分県規則第25号。以下この項中「規則」という。)に関する事務	規則第7条第1項の規定に基づき、集中調達品(備品購入費で購入する1件の契約における支出見込額が500万円以上のもの)を用品要求すること。	○		○
	規則第7条第1項の規定に基づき、集中調達品(需用費で購入する1件10万円以上のもの及び備品購入費で購入する1件の契約における支出見込額が500万円未満のもの)を用品要求すること。	○		
	規則第7条第1項の規定に基づき、単価契約品及び燃料を用品要求すること。	○		
	規則第7条第1項の規定に基づき、規則別表第2の摘要欄に掲げられたものとして、集中調達品(需用費で購入する1件の契約における支出見込額が10万円未満のもの)を用品要求すること。	○		
その他の事務	決裁規程第8条第2項の規定に基づき、事務の代決者の指定について知事に内申すること。		○	－
	不動産その他の登記及び登録の申告又は嘱託に関する事務を行うこと。		○	－
	供託法(明治32年法律第15号)の規定に基づく供託に関する事務を行うこと。	○		
	大分県税外収入金の延滞金徴収条例(昭和39年大分県条例第74号)第4条の規定に基づき、延滞金を減免すること。	○		

2 決裁規程別表第2の1の表(事前決裁を必要とする契約等(歳入))関係

項目	区分	主管として処理する所属		会計課長の 合議の要否
		各課	会計課	
普通財産の譲渡及び交換	時価評価額 7,000万円以上		○	—
	時価評価額 500万円以上7,000万円未満		○	—
	時価評価額 500万円未満		○	—
寄付金の受納	2,000万円以上	○		○
	200万円以上2,000万円未満	○		○
	200万円未満	○		○
公有財産の贈与の受納	時価評価額 2,000万円以上		○	—
	時価評価額 300万円以上2,000万円未満		○	—
	時価評価額 300万円未満		○	—
普通財産の貸付け	時価貸付料 1,000万円以上	○		○
	時価貸付料 500万円以上1,000万円未満	○		○
	時価貸付料 500万円未満	○		○
行政財産の貸付け	貸付料 1,000万円以上	○		○
	貸付料 500万円以上1,000万円未満	○		○
	貸付料 500万円未満	○		○
その他収入の原因となる契約等 の締結	1億円以上	○		○
	4,000万円以上1億円未満	○		○
	1,000万円以上4,000万円未満	○		○
	1,000万円未満	○		○

3 決裁規程別表第2の2の表(歳入の収入調定等)関係

項目	区分	主管として処理する所属		会計課長の 合議の要否
		各課	会計課	
歳入の収入調定	雇用保険に係るもの	○		
	その他	○		
歳入歳出外現金(所得税、市町村民税、社会保険料及び雇用保険料を除く。)の 受入れ		○		

4 決裁規程別表第2の3の表(事前決裁を必要とする契約等(歳出))関係

項目			区分	主管として処理する所属		会計課長の 合議の可否
				各課	会計課	
需用費	後納契約の締結		全額	○		
	単価契約の締結		500万円以上	○		○
			500万円未満	○		
	長期継続契約の締結		500万円以上	○		○
			500万円未満	○		
	定期刊行物及び法規集等の追録の購読の決定		全額	○		
役務費	後納契約の締結	郵便料	全額	○		
		その他	全額	○		○
	単価契約の締結		500万円以上	○		○
			500万円未満	○		
	長期継続契約の締結		500万円以上	○		○
			500万円未満	○		
委託料	単価契約の締結		1,000万円以上	○		○
			1,000万円未満	○		
	長期継続契約の締結		1,000万円以上	○		○
			1,000万円未満	○		
	実施の決定(工事に関する試験、研究、調査、 測量、設計及び換地に係るもの)		設計金額5,000万円以上	○		○
			設計金額5,000万円未満	○		○
	実施の決定(その他)		設計金額1億円以上	○		○
			設計金額1,000万円以上1億円未満	○		○
設計金額1,000万円未満			○			
使用料及び賃借料	後納契約の締結		全額	○		
	単価契約の締結		500万円以上	○		○
			500万円未満	○		
	長期継続契約の締結	債務負担行為に係るもの	全額	○		○
		その他	500万円以上	○		○
			500万円未満	○		
工事請負費	起工の決定		設計金額 5億円以上		○	－
			設計金額 2億円以上5億円未満		○	－
			設計金額 2億円未満		○	－
	予定価格及び最低制限価格の決定		設計金額 2億円以上	○		
			設計金額 2億円未満	○		
	仮契約の締結		全額		○	－
原材料費	単価契約の締結		500万円以上	○		○
			500万円未満	○		
公有財産購入費	譲受け及び交換		時価評価額 7,000万円以上		○	－
			時価評価額 500万円以上7,000万円未満		○	－
			時価評価額 500万円未満		○	－
	仮契約の締結		全額		○	－
備品購入費	単価契約の締結		500万円以上	○		○
			500万円未満	○		
	仮契約の締結		全額	○		○
扶助費	単価契約の締結		500万円以上	○		○
			500万円未満	○		
補填及び賠償金			300万円以上	○		○
			300万円未満	○		○
寄附金			100万円以上	○		○
			100万円未満	○		○

5 決裁規程別表第2の4の表(支出負担行為)関係

項目		区分	主管として処理する所属		会計課長の 合議の要否
			各課	会計課	
報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金		全額	○		
災害補償費		全額	○		
報償費		全額	○		
旅費		全額	○		
交際費		30万円以上	○		
		30万円未満	○		
需用費	食糧費	30万円以上	○		
		30万円未満	○		
	後納契約、単価契約及び長期継続契約によるもの並びに購読伺済のもの	全額	○		
	その他	10万円以上	○		
		10万円未満	○		
役務費	後納契約、単価契約及び長期継続契約によるもの	全額	○		
	その他	10万円以上	○		
		10万円未満	○		
委託料	単価契約及び長期継続契約によるもの、社会福祉関係法令による措置費等並びに社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に支払う費用	全額	○		
	工事に関する試験、研究、調査、測量、設計及び換地に係るもの	全額	○		
	その他	全額	○		
使用料及び賃借料	受信料並びに後納契約、単価契約及び長期継続契約によるもの	全額	○		
	その他	全額	○		
工事請負費	仮契約締結済のもの	全額	○		
	その他	全額	○		
原材料費	単価契約によるもの	全額	○		
	その他	全額	○		
公有財産購入費	仮契約締結済のもの	全額		○	—
	その他	7,000万円以上		○	—
		7,000万円未満		○	—
備品購入費	単価契約によるもの	全額	○		
	仮契約締結済のもの	全額	○		
	その他	500万円以上	○		
		500万円未満	○		
負担金補助及び交付金	県、県の機関又は県の職員等が構成員である協議会等に対する負担金、研修会等の参加に係る負担金並びに法令による負担金及び交付金	全額	○		
	公共事業に係る補助金	2,000万円以上	○		
		2,000万円未満	○		
	その他	1,000万円以上	○		
		1,000万円未満	○		

扶助費	物品購入費に係るもの	全額	○		
	単価契約によるもの	全額	○		
	その他	全額	○		
貸付金	法令に定めのあるもの	全額	○		
	その他	2,000万円以上	○		
		2,000万円未満	○		
補償金補填及び賠償金	補償金	5,000万円以上	○		
		5,000万円未満	○		
	補填及び賠償金	300万円以上	○		
		300万円未満	○		
償還金、利子及び割引料		全額	○		
投資及び出資金		2,000万円以上	○		
		500万円以上2,000万円未満	○		
		500万円未満	○		
積立金	基金利子の積立	全額		○	－
	その他	500万円以上		○	－
		500万円未満		○	－
寄附金		100万円以上	○		
		100万円未満	○		
公課費		全額	○		
繰出金		500万円以上		○	－
		500万円未満		○	－

6 決裁規程別表第2の5の表(支出命令)関係

項目		区分	主管として処理する所属		会計課長の 合議の要否
			各課	会計課	
報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金		全額	○		
災害補償費		全額	○		
報償費		全額	○		
旅費		全額	○		
交際費		全額	○		
需用費	食糧費	全額	○		
	後納契約、単価契約及び長期継続 契約によるもの並びに購読伺済みの もの	全額	○		
	その他	10万円以上	○		
		10万円未満	○		
役務費	後納契約、単価契約及び長期継続 契約によるもの	全額	○		
	その他	10万円以上	○		
		10万円未満	○		
委託料	単価契約及び長期継続契約によるも の、社会福祉関係法令による措置費 等並びに社会保険診療報酬支払基 金及び国民健康保険団体連合会に 支払う費用	全額	○		
	工事に関する試験、研究、調査、測 量、設計及び換地に係るもの	全額	○		
	その他	全額	○		
使用料及び賃借 料	受信料並びに後納契約、単価契約、 長期継続契約及びリース契約による もの	全額	○		
	その他	全額	○		
工事請負費	仮契約締結済のもの	全額	○		
	その他	全額	○		
原材料費	単価契約によるもの	全額	○		
	その他	全額	○		
公有財産購入費	仮契約締結済のもの	全額		○	—
	その他	全額		○	—
備品購入費	単価契約によるもの	全額	○		
	仮契約締結済のもの	全額	○		
	その他	全額	○		
負担金補助及び 交付金	県、県の機関又は県の職員等が構成 員である協議会等に対する負担金、 研修会等の参加に係る負担金及び 社会福祉関係法令による負担金及び 交付金	全額	○		
	公共事業に係る補助金	全額	○		
	その他	全額	○		

扶助費	物品購入費に係るもの	全額	○		
	単価契約によるもの	全額	○		
	その他	全額	○		
貸付金	法令に定めのあるもの	全額	○		
	その他	全額	○		
補償金補填及び賠償金	補償金	全額	○		
	補填及び賠償金	全額	○		
償還金、利子及び割引料		全額	○		
投資及び出資金		全額	○		
積立金	基金利子の積立	全額		○	—
	その他	全額		○	—
寄附金		全額	○		
公課費		全額	○		
繰出金		全額		○	—
歳入歳出外現金	所得税、県市町村民税、社会保険料及び雇用保険料	全額	○		
	その他	全額	○		
歳入払戻		全額	○		
基金		全額		○	—